

第 13 次秋田県鳥獣保護管理事業計画

秋田県
令和4年3月

目次

第1 計画の期間.....	1
第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項.....	1
1 鳥獣保護区指定の目的と意義.....	1
2 鳥獣保護区の指定方針.....	1
3 鳥獣保護区の指定区分及び指定計画.....	2
4 特別保護地区の指定(表 10、11).....	4
5 狩猟鳥獣捕獲禁止区域(表 12).....	5
6 休猟区の指定.....	6
7 鳥獣保護区の整備等.....	6
第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項.....	6
1 鳥獣の人工増殖.....	6
2 放鳥獣.....	7
3 希少鳥獣.....	7
第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項.....	8
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方.....	8
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定.....	9
2-1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項.....	9
2-2 目的別の捕獲許可基準.....	11
2-3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項.....	19
第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項.....	22
1 特定猟具使用禁止区域.....	22
2 特定猟具使用制限区域.....	22
3 猟区.....	22
4 指定猟法禁止区域.....	23
第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に関する事項.....	23
1 第一種特定鳥獣保護計画.....	23
2 第二種特定鳥獣管理計画.....	23
3 野生鳥獣保護管理対策検討委員会およびカワウ対策検討委員会の設置.....	24
4 計画の実行体制の整備.....	24

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項.....	24
1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査.....	24
2 法に基づく諸制度の運用状況調査.....	25
3 新たな技術の研究開発・普及.....	26
第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項.....	26
1 鳥獣行政担当職員.....	26
2 鳥獣保護巡視員.....	27
3 捕獲の担い手の育成及び確保.....	27
4 鳥獣保護管理センター等の整備(表 33).....	27
5 取締り(表 34).....	28
6 必要な財源の確保.....	28
第9 その他.....	29
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題.....	29
2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い.....	29
3 狩猟の適正化.....	29
4 傷病鳥獣救護への対応.....	29
5 油等による汚染に伴う水鳥の救護.....	31
6 感染症への対応.....	31
7 放射線物質検査.....	32
8 普及啓発.....	32

第 13 次秋田県鳥獣保護管理事業計画

本県は北の県境には世界自然遺産白神山地が、南の県境には東北第二の高峰である鳥海山がそびえ、東の県境には奥羽山脈が南北に連なり、西の海岸部には米代川、雄物川、子吉川の三大河川が作り出した大きな平野が広がっている。総土地面積は 1,163,800ha、その約 70%を森林が占め、さまざまな野生鳥獣が生息する緑と生物多様性に恵まれた県土である。

野生鳥獣は、人間の生存基盤である自然環境を構成し豊かにする重要な要素の一つであると同時に、人間の生活環境を保持・維持する上で欠くことのできない役割を果たしている。しかし、種によっては生息分布の減少や消滅が進行している一方、特定の鳥獣については分布や生息数の増加により生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻化していることなどが全国的な問題となっている。本県も例外ではなく、人の暮らし方の変化や、特に人口減少などが急速に進む中、人と野生鳥獣との関係が大きく変わってきている。こうしたことから、鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害対策等による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要である。特に本県のツキノワグマについては、分布の拡大や人の生活圏への出没増加などにより、人身や農作物等に及ぼす被害の増加が懸念される。その一方で、本県においてはマタギ文化に代表されるように、人々の生活や文化とも密接に関わる重要な生き物であることを鑑み、野生鳥獣と向き合うための新たな方向性を中長期的な視野に立って再構築するため、令和2年3月に「秋田県野生鳥獣管理共生ビジョン」(以下、「共生ビジョン」)を策定した(秋田県生活環境部 2020:表1)。この共生ビジョンを踏まえながら、野生鳥獣の保護及び管理を適切に行い、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第1条の目的を達成するため、第 13 次秋田県鳥獣保護管理事業計画を定める。

第 1 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月 31 日までとする(表1)。

第 2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

2 鳥獣保護区の指定方針

本県では農林水産業などの振興との調整を図りながら鳥獣保護区の指定を進め、令和4年3月現在、総土地面積の約 10%を占める 162 か所、115,806ha が指定されている(表2～9)。これにより安定した野生鳥獣の生息環境が確保されるとともに、生物多様性が引き継がれてきており、本県においてこれまでに陸生哺乳類はツキノワグマを始めとする 49 種が、鳥類はイヌワシなど

300 種以上が確認されている(秋田県 2016, 秋田県 2020)。一方で、本県では絶滅したとされていたニホンジカが平成 21 年に、これまで明確な確認記録の無かったイノシシが平成 24 年に、それぞれ初めて目撃され、本県への分布拡大が明らかとなり、以降目撃数の増加とともに農作物被害も発生している。

以上のことを踏まえ、鳥獣保護区の指定にあたっては、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域や、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携を図るよう努め、鳥獣の保護繁殖上重要な地域ができる限り包含されるよう考慮する。同時に、「鳥獣の保護」と「人との軋轢軽減」との両立を図るため、共生ビジョンを踏まえ、野生鳥獣との適切な距離をとるためにどのように県土全体をゾーニングしていくのかを意識しながら、人の生活圏に隣接する鳥獣保護区については見直すなど、鳥獣保護区の配置が適切かどうかを見極めていく。本事業計画期間においては、鳥獣保護区の再配置に向けた情報収集及び検討を行い、次期事業計画期間以降に順次再配置を進めていくこととする。再配置の検討にあたっては、自然とのふれあいの場や鳥獣観察等を通じた環境教育の場の確保、生息地が分断された鳥獣の移動経路となる生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等の配置に配慮する。さらには、指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)に対する捕獲圧を高めるため、鳥獣保護区内においても許可捕獲又は指定管理鳥獣捕獲等事業を積極的に実施していくほか、必要に応じて鳥獣保護区を法第 12 条第 2 項に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止区域(指定する鳥獣のみ捕獲可とする区域)に切り替え、狩猟圧をかけられるよう検討を行う。

鳥獣保護区の指定期間は、20 年以内の極力長期間とする。なお、地域の自然的・社会的状況に応じて必要と認められる場合は、随時指定期間の見直しを行う。

3 鳥獣保護区の指定区分及び指定計画

鳥獣保護区の区分は次の(1)から(7)とする。これらの指定及び変更等の計画を表 2～9 に示すが、この計画以外であっても、必要と認められる状況が生じた場合などにおいては、状況に応じて前項を踏まえつつ検討・見直しを行う。

なお、鳥獣保護区の指定に当たり、県境に接する地域については、隣接する県と連絡調整を図るよう努める。また、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区(表 2、3)

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資する。

これまで、指定にあたっては、環境省の示す「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下、「事業計画基本指針」という。)に従い、大規模生息地の保護区を除き、おおむね森林面積 10,000ha ごとに一箇所を選定し、面積 300ha 以上となるよう努めてきた。この指針に従えば、森林鳥獣生息地の保護区の目標は次のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \text{箇所数: 森林面積 } 819,734\text{ha} \times 1/10,000 &\div 82 \text{ 箇所} \\ \text{面積: } 82 \text{ 箇所} \times 300\text{ha} &= 24,600\text{ha} \end{aligned}$$

令和4年3月現在の指定状況(97 箇所, 79,324ha)は上記目標を大幅に上回っている。本県ではこれまで既設面積を目標値としていたが、ニホンジカ及びイノシシに対する狩猟圧を高めることを目的とし、一部の鳥獣保護区をニホンジカ及びイノシシの捕獲を可能とする区域(狩猟鳥獣の捕獲を禁止するが、例外として捕獲可能な狩猟鳥獣を指定できる区域(以下、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」))への切り替えを可能とするよう、本事業計画期間における森林鳥獣生息地の保護区面積の目標値を78,350haとする。なお、上記算式は最低限確保すべき箇所数及び面積を導き出すものであることに鑑み、算式による目標値をそのまま本県の目標値に定めることはしない。

また、本計画期間において、新規指定区域は設けないものとするが、自然的・社会的状況に応じて必要と認められる場合は、計画の見直しを行う。今後は必要に応じて保護の目的とする対象鳥獣を明確にし、その鳥獣の保護に適切かを考慮し、併せてその他の鳥獣と人との軋轢の発生状況にも配慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定し、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。

- ① 多様な鳥獣が生息する地域
- ② 鳥獣の生息密度の高い地域
- ③ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
 - ・ 天然林
 - ・ 林相地形が変化に富む地域
 - ・ 溪流又は沼沢を含む地域
 - ・ 食物となる動植物が豊富な地域

(2) 大規模生息地の保護区(表2、4)

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、その地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図り、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する。以下の要件を満たす必要な地域を選定し、一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

- ① 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
- ② その地域を代表する森林植生が含まれる地域
- ③ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

(3) 集団渡来地の保護区(表2、5)

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、渡来地である湿地、湖沼等のうち必要な地域について指定する。次の要件のいずれかを満たす必要な地域を選定し、鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又

は水面等も可能な限り含める。

- ① 現在、渡来する鳥獣の種類又は個体数の多い地域
- ② かつて、渡来する鳥類の種類又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

(4) 集団繁殖地の保護区(表2、6)

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類の保護を図るため、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する。採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区(表2、7)

希少鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する。

(6) 生息地回廊の保護区(表2、8)

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって、鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、指定する。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。その際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等、効果的な配置に努める。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区(表2、9)

身近な鳥獣生息地とは、里地里山に代表されるような人との関わりの深い自然地域、人の手が入っている自然地域を指す。市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、指定する。

指定にあたっては、人の生活圏と近接した地域が対象となることから、そのエリアに生息する鳥獣の種類に留意し、周辺地域の生活環境や産業への負の影響が無いよう十分な検討を行う。

4 特別保護地区の指定(表10、11)

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては、下記の指定区分に従い、特別保護地区及び同地区内の法第29条第7項第4号に基づく区域(以下「特別保護指定区域」という。)の指定を積極的に進める。このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。

特別保護地区の指定に当たっては、その期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、

特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。それぞれの鳥獣保護区における指定の方針は以下のとおりとする。本事業計画期間において、これらの指定及び変更等の計画は無いが(表 11)、必要と認められる状況が生じた場合などにおいては、検討・見直しを行う。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。事業計画基本指針では、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるとされているが、本県においては令和2年11月1日現在、森林鳥獣生息地の保護区97箇所のうち25箇所、2,633haの指定にとどまっている。今後、鳥獣保護区全体の再配置に向けた情報収集及び検討を行う中で、併せて特別保護地区の指定について検討を進める。

(2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。

(6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努めるものとする。

5 狩猟鳥獣捕獲禁止区域（表 12）

鳥獣の保護を図る必要が認められる区域のうち、農林業等への被害の原因となる狩猟鳥獣の捕獲等を促進する必要がある区域については、法第12条第2項に基づき、当該狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域(以下、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」という。)として指定することとし、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指す。

本事業計画期間中の指定計画については表12のとおりとする。ただし、これら以外の地域についても、必要と認められる状況が生じた場合などにおいては、適宜検討・見直しを行う。

6 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。また、休猟区の指定に当たっては、地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないう配慮する。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討する。休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha 以上となるよう努め、さらに休猟区の面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえて、その生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。その際には、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

また、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するとともに、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

なお、これまでに指定した休猟区については、前事業計画期間中にすべて指定期間が満了しているが、野生鳥獣による農林業被害発生状況を鑑み、当面の間、休猟区の更新及び新規指定を行わない(表 13)。ただし、自然的・社会的状況に応じて必要と認められる場合は、計画の見直しを行う。

7 鳥獣保護区の整備等

鳥獣保護区の整備は、以下の項目について年度計画を立てて実施するとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮する。

(1) 管理施設の整備(表 14)

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設を整備する。また、必要に応じて管理棟等を設置するよう努める。

(2) 利用施設の整備(表 15)

鳥獣の観察に適する場所には、人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努める。

(3) 保全事業の実施

鳥獣保護区指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。なお、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者をはじめとする関係機関や関係する計画と十分な調整を図る。

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

人工増殖の対象は主要な狩猟鳥獣であるキジ及びヤマドリとする。

人工増殖は前事業計画から引き続き秋田県猟友会に委託し、放鳥計画に対応する生産を行い、その保護を図る。なお、次の点に配慮するものとする。

- ・ 放鳥計画(表 16)に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備する。
- ・ 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図る。
- ・ 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する個体のみを対象とする。

2 放鳥獣

(1) 鳥類

狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所において、被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められる場合においては、放鳥計画を作成し、同計画に基づき必要な個体数を放鳥する。

放鳥する対象はキジ及びヤマドリとし、一箇所当たりの放鳥目標は、キジは5羽以上、ヤマドリは3羽以上とする。本事業計画期間中の放鳥計画は表 16 のとおり。

放鳥に当たっては、その効果を検証するため、放鳥個体に標識を装着し、放鳥後の定着状況を追跡調査する。さらに、生息地、餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないよう配慮し、特に高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、養殖業者等に対して衛生管理の徹底や個体の健康状況の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせについても検討する。

なお、本県では狩猟者に対し、標識個体を捕獲した際の報告を求めているが、これまでの報告件数はわずかであり、定着率は低いものと考えられる。遺伝的なかく乱防止や生物多様性の確保の観点も踏まえ、狩猟鳥獣の人工増殖及び放鳥獣については、その効果と影響を勘案し、本事業計画期間中に見直しを含め慎重に検討を進める。

(2) その他

狩猟鳥獣である哺乳類、外来鳥獣及び生態系や農林水産業等に著しい被害を生じさせている鳥獣については、原則として放獣を行わない。

3 希少鳥獣

秋田県版レッドデータブック(秋田県 2016)において絶滅危惧 I A 類に選定されているイヌワシについては、秋田市大森山動物園が人工繁殖に取り組んでおり、2015 年には環境省によりイヌワシ保護増殖事業の確認を受けている。しかしながら、秋田県版レッドデータブック(秋田県 2016、秋田県 2020)において絶滅危惧選定されているほとんどの鳥獣については人工増殖技術が確立されていない。希少鳥獣及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」(環境省 2011)等に沿って対応するとともに、絶滅危惧指定種の動向を注視しつつ、人工増殖の必要性や技術開発等につ

いて情報収集に努める。また、将来的な放鳥獣に備え本来の生息地の保全に努める。

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 対象種

以下のいずれかに該当する鳥獣を希少鳥獣とする。

- ① 環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣及び本県レッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣
- ② 絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣として環境省令で定める鳥獣
- ③ 絶滅のおそれのある地域個体群(必要に応じ、希少鳥獣として取り扱う)

イ 保護管理の考え方

環境省が実施する自然環境保全基礎調査及びその他の調査等により、生息状況や生息環境の把握に努める。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

法第2条第7項に基づき環境省令で定める鳥獣

イ 保護管理の考え方

環境省が実施する自然環境保全基礎調査及びその他の調査等により、生息状況や農林水産業等への被害状況等の把握に努め、必要に応じて捕獲制限、有害鳥獣捕獲、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整を行い、一般狩猟ならびにマタギ文化における伝統狩猟を持続的に実施できるよう努める。ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣及び指定管理鳥獣である狩猟鳥獣については、持続的な狩猟の観点での保護の取組は行わない。

(3) 外来鳥獣

ア 対象種

我が国に過去又は現在の自然分布域生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても、同様に取り扱う。

イ 管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害防止目的での捕獲を推進し、その被害防止を図る。また、自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に野外導入されることがないよう、適正飼養等の普及啓発に努める。「特定外来生物による生態系に係る被害防止に関する法律」(平成16年法律第78号。以下「外来生

物法」という。)に基づく特定外来生物は、外来生物法に基づく計画的な防除を実施する。

(4) 指定管理鳥獣

ア 対象種

法第2条第5項に基づき環境省令で定める鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)

イ 管理の考え方

第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するなど、捕獲等を計画的かつ積極的に推進する。さらに、市町村が作成する「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)に基づく被害防止計画との整合を図っていく。

(5) 一般鳥獣

ア 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、指定管理鳥獣以外の鳥獣

イ 保護管理の考え方

全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境や農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護や管理に準じた対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

2-1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

(1) 許可しない場合の基本的な考え方

次のような場合には、法第9条に規定される鳥獣の捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下、「捕獲等」という。)又は鳥類の卵の採取等(採取又は損傷をいう。以下「採取等」という。)を許可しない。

- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲等又は採取等の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがあるなど、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 愛玩を目的とした場合

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方

法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲等を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。また、特定鳥獣管理計画に基づく管理を行うために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

なお、個人又は法人(法第9条第8項に規定する国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者、その他適切かつ効果的に法第9条第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人。以下、同じ。)のいずれも捕獲許可の対象者となり得る。

また、県は捕獲許可を受けた者に対し、鳥獣捕獲許可証の返納時に鳥獣の捕獲場所、捕獲数等について報告をするよう求める。第二種特定鳥獣管理計画を定めている鳥獣については、適正な保護管理を推進するため、狩猟を含めた全ての捕獲者に対して、捕獲調書の提出を求める。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たすものとする。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

(ア) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

- ① イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12 cm以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12 cm以内で締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4mm以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

原則として認めない。

(ウ) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

はこわなに限る。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合は、猟具を設置した場所周辺に立て看板等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱う。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

（５）鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾の使用並びに捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

２－２ 目的別の捕獲許可基準

（１）学術研究を目的とする場合

ア 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（ア）研究の目的及び内容

以下のいずれにも該当するものであること。

- ① 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- ② 鳥獣の捕獲等又は採取等以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- ③ 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- ④ 研究により得られた成果が学会又は学術誌等により一般に公表されるものであること。

（イ）許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

（ウ）鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類及び数。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類及び数とする。

（エ）期間

1年以内

（オ）区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

(カ) 方法

以下の条件に適合するものであること。

- ① 法第 12 条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法(以下「禁止猟法」という。)ではないこと。
- ② 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきでない認められる場合は、この限りでない。

(キ) 捕獲等又は採取等後の措置

以下の条件に適合するものであること。

- ① 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- ② 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。
- ③ 電波発信機、足環装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

イ 標識調査

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(ア) 許可対象者

国若しくは都道府県又は国若しくは都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)

(イ) 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者については、鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者については、同各 1,000 羽以内、その他の者については同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

(ウ) 期間

1年以内

(エ) 区域

法施行規則(平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。)第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。

(オ) 方法

網、わな又は手捕

(カ) 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し、放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて殺処分等の措置を講じることができる。

(2) 鳥獣の保護を目的とする場合

ア 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

本事業計画期間内では、第一種特定鳥獣保護計画の策定は行わないが、自然的・社会的状況に応じて策定の必要が生じた場合は、事業計画の見直し及び特定鳥獣保護計画の策定を検討する。

イ 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行及び傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるが、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(ア) 許可対象者

国又は地方公共団体、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者

(イ) 鳥獣の種類及び数

必要と認められる種類及び数

(ウ) 期間

1年以内

(エ) 区域

申請者の職務上必要な区域

(オ) 方法

禁止猟法は認めない。

(3) 鳥獣の管理を目的とする場合

ア 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合（個体数調整捕獲）

(ア) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、次の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者であっても許可対象者とすることができる。

① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。

② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。

③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。

④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

(イ) 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標達成のため、適切かつ合理的な数

(ウ) 期間

第二種特定鳥獣管理計画の目標達成のために必要かつ適切な期間。

複数年にわたる期間を設定する場合には、管理計画の内容を踏まえ適切に対応する。

捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。

(エ) 区域

第二種特定鳥獣管理計画の目標達成のために、必要かつ適切な区域

(オ) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合は、この限りでない。

また、許可に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう指導する。

イ 鳥獣による被害の防止を目的とする場合（有害鳥獣捕獲）

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（これらを総じて本項では「被害」という。）の防止を目的とする場合、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（予察）についても許可する。

(ア) 基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じている場合又はそのおそれがある（予察）場合に、その防止及び軽減を図ることを目的として行うものとする。また、捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りでない。

捕獲に当たっては、関係部局等との連携の下、防除柵の設置や未収穫物の撤去などの被害防除対策が総合的に推進されるよう努める。また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的・効果的な防除対策や個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策を講じるよう努める。

(イ) 第二種特定鳥獣の適正管理

特別天然記念物であるニホンカモシカは、被害は少なくなったものの、いまだ全県で豆類、野菜類を中心に農林業被害を発生させているほか、ツキノワグマは、毎年人身被害や農作物（果樹や稲、飼料作物等）への多大な被害をもたらしている。また、ニホンザルについても、農林業被害やハナレザルによる人身被害が発生している。さらに、近年は近隣県で増加しているカワウによる水産業被害が本県にも及んでいる。このような状況から、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンザル及びカワウによる人身被害及び農林水産業被害の防

止と地域個体群の安定的な維持のため、生息状況や生活環境、農林業等の被害状況を的確に把握しながら、適切な防除対策を行うこととする。一方、近年本県への侵入が確認されたニホンジカおよびイノシシについては、長らくもしくはこれまで県内に生息していなかったこと、生息数が増加した場合の農林業及び生態系にもたらす影響の大きさ等に鑑み、生息数の水準と分布域を抑制することを目指す。

これらの鳥獣については第二種特定鳥獣管理計画を策定し(表1)、学識経験者、自然保護関係者等で構成する野生鳥獣保護管理対策検討委員会等における協議を踏まえ、個体数管理や被害防除対策を推進することで適正な管理を行う。

(ウ) 許可基準

対象鳥獣の生息状況、農林作物等の作付状況及び被害状況を勘案し、迅速かつ的確に捕獲できるよう許可基準を「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」に定め、これに基づき指導を行う。鳥獣保護区については、県は地域の鳥獣保護巡視員と連携し区域内の鳥獣の生息状況、農林作物の作付状況及び被害状況等を把握した上で、捕獲活動の可否について総合的に判断する。また、捕獲の実施に当たっては、法令の遵守及び事故防止に万全を期するものとする。なお、特に第二種特定鳥獣管理計画を定めている鳥獣については被害対策を捕獲のみに頼らないよう、県は、耕作地周辺等の刈払いの実施、物理柵や電気柵の設置等、鳥獣種に応じた防除策を市町村等に対し指導する。

市町村長に有害鳥獣捕獲許可権限が移譲されている鳥獣(カラス類、ゴイサギ、カルガモ、スズメ類、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、ドバト、トビ、ハクビシン、ツキノワグマ(人への被害を防止する目的に限る。))の捕獲許可については、法令や県規則、本事業計画及び「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」に沿って適正に事務を遂行するとともに、管轄の各地域振興局長に許可事務の執行状況報告を遅滞なく行うよう要請する。なお、その他の種に係る捕獲については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的見地からの有害鳥獣捕獲の必要性、市町村における当該種の保護管理体制の整備状況等を勘案した上で、地域の実情に応じて捕獲許可権限の移譲を検討し、適切な制度運営を図るものとする。

(エ) 許可対象者

許可対象者は、原則として被害を受けた者若しくは被害を受けた者から依頼を受けた個人又は法人とし、捕獲実施主体として捕獲許可申請を行う。捕獲実施主体は指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、捕獲従事者(実際に捕獲行為を行う者)の名簿を整備するものとする。

捕獲従事者は、原則として被害市町村に住所を有し、猟具を使用する捕獲の場合は、地区猟友会長から適任者として推薦され、捕獲実施主体から依頼を受けた者とする。ただし、市町村の境界を越えて捕獲を行う必要がある場合は、隣接する市町村及び各地区猟友会との協議が整えば、これを妨げない。

銃器を使用する場合にあっては、従事者は原則として第一種銃猟免許を有する者(空気銃を使用する場合は第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を有する者)で、捕獲許可申請

年度又はその前年度に狩猟者登録を行った者とする。銃器以外の方法による場合は、使用する猟具に応じて網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次のいずれかに該当する場合は、狩猟免許を所持していない者も捕獲を許可することができる。

① 小型の箱わな若しくはつき網を用いて、又は手捕りにより、小型の鳥獣（ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等）を捕獲する場合であって、次に掲げるとき。

- ・ 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲するとき。
- ・ 農林業被害の防止の目的で、農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められるとき。

② 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等のヒナを捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

③ 農林業被害の防止の目的で、農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いて、イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

④ 法人に対する許可であって、次の条件を全て満たす場合

- ・ 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- ・ 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
- ・ 当該免許を受けていない者が、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
- ・ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

なお、捕獲効率の向上を図る観点から、捕獲従事者には、被害発生地域の地理及び生息状況を把握している者を含めるものとする。捕獲に従事する人員は必要最小限とするものとし、主な対象鳥獣については「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」の基準によるものとする。

（オ）鳥獣の種類・数（表 17）

現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある鳥獣を対象とするが、狩猟鳥獣、トビ、ドバト及びウソ以外の鳥獣については、被害を生じさせることが希であることから、これらの鳥獣についての捕獲許可は慎重に取り扱うものとする。なお、被害等がある鳥獣についても、生息数が少ないなど保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとする。

鳥類の卵の採取の許可にあつては、現に被害を生じさせている個体を捕獲することが困難で、巣を除去かつ卵を採取しなければ捕獲の目的が達成できない場合、又は建築物等の汚染を防止するため巣を除去する必要があり、かつ卵を採取しなければ捕獲の目的を達

成できない場合とする。

捕獲数は、被害防止の目的を達成するために必要最小限にとどめることとし、主な鳥獣については表 17 に示す。また、定めのない鳥獣については、被害状況等を調査の上、その都度定めるものとする。

(カ) 期間（表 17）

原則として被害発生期間内とし、できる限り短期間とする。

鳥獣の繁殖期における捕獲は、できるだけ避けることとし、鳥獣の種類により被害発生時期と繁殖期が一致するものにあつては、捕獲区域を制限し、原則として営巣及び繁殖の場所等は除外するものとする。

(キ) 区域（表 17）

捕獲実施区域は、原則として被害発生区域及びその隣接地内とする。また、被害防止等のための必要かつ適切な区域とする。鳥獣保護区や休猟区における捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて、捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとする。特に、集団飛来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区等の地域では、慎重に取り扱うものとする。

(ク) 方法（表 17）

主な鳥獣については表 17 に示すとおりとし、これら以外の鳥獣については、その都度適正な方法を定めることとする。なお、大型獣に対しては、空気銃を使用した捕獲等は対象を負傷させた状態で捕り逃がす危険性があるため、その使用を認めない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。その他、必要な事項は「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」に定める。

(ケ) その他

a 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画の対象地域において、第二種特定鳥獣を捕獲する場合については、市町村における捕獲数を定期的に把握するなどして、第二種特定鳥獣管理計画における捕獲目標数等との整合を図るものとする。

b 予察捕獲

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）の対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りでない。

予察捕獲に当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する（表 18）。予察表においては、人身被害及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。また、県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を

要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

○ 被害防止を目的とした捕獲の適正化のための体制整備等

県は有害鳥獣捕獲の適正化及び迅速化を図るため、市町村及び農林水産業者等関係者に対し、有害鳥獣捕獲制度を周知徹底する。特に、市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との整合性を図り、捕獲を適切かつ効果的に実施するため、実施体制を整備するよう指導する。

有害鳥獣捕獲の実施主体の大半は市町村であり、主に鳥獣被害対策実施隊が捕獲を行っていることから、県は市町村と連携して捕獲実施者の養成・確保に努める。ただし、鳥獣による農林水産業被害等が広域的・激甚的な地域については、市町村の境界を越えた対応等が必要になることから、県は有害鳥獣捕獲を目的として編成する広域的な捕獲隊の新設についても検討するものとする。

なお、被害防除対策の関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、農林水産担当部局、文化財担当部局や森林管理局、地方環境事務所等との連携強化に努めるとともに、関係者による連絡協議会等を設置するよう市町村に要請する。

(4) その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

(ア) 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者

(イ) 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数

(ウ) 期間

6か月以内

(エ) 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。

(オ) 方法

禁止猟法は認めない。

イ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

(ア) 許可対象者

県内に住所を有し、鳥類を養殖している者又はこれらの者から依頼を受けた者

(イ) 鳥類の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類及び、過度の近親交配の防止に必要な数。放鳥を目的とする養殖の場合は、放鳥予定地の個体とする。

(ウ) 期間

6か月以内

(エ) 区域

県内(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く)。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(オ) 方法

網、わな又は手捕り

ウ 伝統狩猟等

(ア) 許可対象者

伝統狩猟若しくは伝統的な祭礼行事等の継承に係る行為の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者

(イ) 鳥獣の種類・数

伝統狩猟若しくは伝統的な祭礼行事等の目的を達成するために必要な種類及び数

(ウ) 期間

60 日以内

(エ) 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。

(オ) 方法

禁止猟法は認めない。

エ その他公益上必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて、個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のために個体の追跡を目的に行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

2-3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

(1) 捕獲許可した者への指導

ア 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物の処理方法については捕獲許可申請の際に明確にする。捕獲物は原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱(CSF)等の感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導する。また、外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。また、種の保存法を踏まえ、捕獲物等は違法なものと誤認されないよう、県は捕獲者に対し指導する。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は、原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥

獣以外において捕獲個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

イ 危険の予防

捕獲等又は採取等に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

ウ 錯誤捕獲の防止及び対応

ツキノワグマ及びカモシカ等の生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、これらの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるよう、本事業計画期間中に県は放獣体制を整備する。さらに、錯誤捕獲の実態を把握するため、捕獲者に対し報告を求める。

(2) 許可権限の市町村長への移譲

知事の権限に属する種の鳥獣捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて適切に市町村長に移譲され、特定計画との整合等を図りながら、制度が円滑に運営されるよう努める。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に移譲する場合その他移譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に移譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の執行並びに知事に対する許可事務の執行状況の報告が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担とならないよう配慮する。

(3) 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養を防止するため、次の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- ① 飼養許可証の更新は、飼養個体と装着許可証(足環)を照合し、確認した上で行う。
- ② 平成元年度の装着許可証(足環)導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等に

より確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

- ④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認し、1人が複数の個体を飼養する等不正な飼養が行われないようにする。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているため、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

(4) 販売禁止鳥獣等の販売許可

ア 許可の考え方

法規則第22条に規定されている販売禁止鳥獣等(ヤマドリ及びオオタカ並びにそれらの卵)の販売については、以下のいずれにも該当する場合にのみ許可する。

- ① 販売の目的が法規則第24条第1項又は第23条に規定する目的に適合する
- ② 捕獲した個体若しくはその加工品または採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでない

イ 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する数量、所在地及び販売期間、販売した個体を放鳥する場所(同一地域個体群)等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する数量は現に保有する数量に限定すること、販売する個体に足環を装着させること等とする。

(5) 麻酔銃猟等の実施に当たっての留意事項

ア 生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合

鳥獣による生活環境又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として、法第9条第1項の規定に基づく環境大臣又は県知事による捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定に基づく県知事の許可を得る。麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

イ 上記以外で麻酔銃猟をする場合

錯誤捕獲個体を放獣するために住居集合地域等以外において麻酔銃猟を行う場合等においては、その目的に照らし法第9条第1項の規定に基づく環境大臣又は県知事による捕獲許可を得る。麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

ウ 吹き矢を使用する場合

吹き矢は危険猟法に該当するため、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

麻酔薬の種類及び量についても危険猟法に該当する場合においては、併せて許可を得る。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持を図るため、次の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び人の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所その他銃猟による事故発生のおそれがある区域

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画及び内訳(表19、20)

現在、特定猟具使用禁止区域は68箇所、18,742haが指定されている。本事業計画期間中に1箇所について区域を拡大する。

2 特定猟具使用制限区域

特定猟具の使用に伴う危険の予防や静穏の保持の必要がある区域については、特定猟具使用禁止区域に指定することを基本とし、特定猟具使用制限区域の指定は行わないものとする。

3 猟区

猟区設定の認可に当たっては、次の点を十分考慮する。

- ① 狩猟免許を受けている者又は狩猟団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有すること
- ② 会員制等、特定の者のみが利用するような形態をとらず、本県の狩猟者登録を受けた狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること
- ③ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定した地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること
- ④ 第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に支障が生じないこと

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

地域の鳥獣の保護の見地からその保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外の区域について指定する。特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている地域、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的若しくは高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を分析・評価し、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者と調整を行った上で、指定猟法禁止区域を指定する。

また、鉛製銃弾以外であっても、わなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護のために必要が生じたときは、科学的かつ客観的な情報を収集・分析し、関係機関及び土地所有者又は占有者と調整を行った上で、必要に応じて指定猟法禁止区域を指定する。

(2) 指定猟法禁止区域の指定等計画（表 21）

現在、指定猟法禁止区域は1箇所、123ha が指定されており、本事業計画期間においても継続する。新規指定計画は無いが、必要な状況が発生した場合にはこの限りではない。

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に関する事項

第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画は、共生ビジョンを踏まえ、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として策定する。なお、各計画は3～5年ごとに改定することとし、改定の際には目標の達成度等を評価し次の計画に反映させる順応的管理を行う。目標の達成度等の評価結果については、その概要を公表する。

1 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により、地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させ、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

本県において、これまで当該計画の策定は無く、本事業計画中の策定予定も無いが、必要な状況が発生した場合にはこの限りではない。

2 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人との軋轢が深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小さ

せる必要があると認められるものとする。

本県においては、これまでにツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、カワウの6種の鳥獣の管理計画が策定されている(表1、22)。

なお、第二種特定鳥獣のうち、指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)については、捕獲圧を強化するため、県は指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。実施に当たっては、当該事業に係る実施計画を毎年度作成し、効果的・効率的な捕獲の推進に努める。

また、第二種特定鳥獣管理計画には捕獲した鳥獣の有効活用の推進について盛り込むこととする。なお、有効活用の推進にあたっては、許可捕獲により捕獲した個体の所有者および適法な活用方法、食品衛生上必要な処理等を明確にする必要があるため、県はその方針検討を進める。

3 野生鳥獣保護管理対策検討委員会およびカワウ対策検討委員会の設置

県は、学識経験者、関係行政機関、狩猟者団体、自然保護団体からなる野生鳥獣保護管理対策検討委員会およびカワウ対策検討委員会(両委員会を併せて「検討委員会」という。)を設置し、各種計画の作成等(作成、変更、改定等)及び実行についての検討、評価等を行う。

4 計画の実行体制の整備

県は、鳥獣の保護及び管理を適切に進めるため、個体群管理・生息環境管理・被害防止対策を担う人材の確保及び育成に取り組むほか、関係部局との連携を図る。また、施策の一貫性が確保されるよう、検討委員会の設置等により、大学や研究機関、鳥獣管理の専門家等と連携する。

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、これまで実施してきた鳥類生息分布調査を継続して実施するとともに、ニホンザル、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの獣類についても調査を継続する。

(1) 鳥獣生息分布調査

調査方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、併せて、捕獲報告の活用や捕獲努力調査の実施も検討するとともに、実施に当たっては、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いる。

なお、保護対策及び被害対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図等を作成するよう努めるものとする。また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査(表23)

県内に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を

明らかにするために実施する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。なお、短期間で広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用するなど、調査の精度向上に努める。

(3) 狩猟鳥獣生息調査

主な狩猟鳥獣については、狩猟等による生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出会い数調査を継続して実施し、生息数の変化を把握するほか、放鳥する個体に標識を付して効果を測定し、当該地域での定着状況を調査する(表 24)。生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行う。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

(4) 第二種特定鳥獣の生息状況調査(表 25)

捕獲等情報調査、密度調査及び被害状況調査等により、県内の生息密度や分布、被害実態及び対策の実施状況等を把握する。

2 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

鳥獣保護区及び休猟区の指定、管理等を適正に行うため、必要に応じて、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、専門家等に依頼するが、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から、地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲(狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲)については、捕獲を行った者に対し、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲場所(メッシュ番号)、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣(鳥)・成獣(鳥)の別、目撃数等の項目について報告を求める。特に指定管理鳥獣については、これらの結果から単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定等を行い、生息状況や指定管理鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態(種類、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等)について報告を求める。

なお、これらの情報について効率よく収集・解析を実施するため、本事業計画期間中に出猟カレンダーの導入を進める。

(3) 制度運用の概況情報

法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し、この情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に生かすとともに、国に提供する。

3 新たな技術の研究開発・普及

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

ツキノワグマ及びカモシカについて、従来の生息調査データを再解析し、個体群動向の把握に使用できる指標を検討する。

ニホンジカ及びイノシシについては、生息密度が低い地域における効果的な捕獲方法について、情報収集を行うとともに、関係団体と協力して技術開発を行う。わな捕獲に当たっては、錯誤捕獲に関するリスク評価の実施についても検討を行う。令和2年に開場した狩猟技術訓練施設の活用やわな捕獲研修会の実施などを通じて、狩猟者の捕獲技術の向上を図る。

(2) 被害防除対策に係る技術の研究開発・普及

農作物被害や、人の生活圏への出没による人身被害を防止するため、研修会等を通じて電気柵の普及に努めるほか、集落環境診断や環境整備(藪の刈り払い等)等の取り組みを進める。また、共生ビジョンを踏まえ、犬の活用やICT機器の活用による省力化・効率化について情報収集及び技術の検討を行う。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

マタギに象徴される「野生鳥獣を山の恵みとして享受する・むやみに命を頂かない・頂いた命は粗末にしない」という価値観と、日常的な暮らしの一部としての狩猟文化が後世にわたって持続するよう、捕獲した野生鳥獣の処理・加工・販売等の体制整備に向けた情報収集及び検討を進める。

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

鳥獣保護管理事業を適切に推進するため、県は担当部署及び出先機関に鳥獣保護管理に係る専門的な知識、技術及び経験を有する人材を配置又は育成する(表 26、27)。

特にツキノワグマの管理に関しては、令和2年に設置された「ツキノワグマ被害対策支援センター*」を中心としながら、農業被害対策や人身事故防止のための普及啓発、各種施策の立案、野生鳥獣の調査研究等を一元的に取り扱う専門部署もしくは知識・課題・対策を各組織が一元的に共有できる仕組みの設置について検討を進める。

また、司法警察員に指名された職員については、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、鳥獣の保護若しくは管理又は狩猟の適正化に関する取締りを行う。

さらに、鳥獣の保護管理を効果的に推進するため、また、近年増加している野生鳥獣の市街地出没を踏まえ、出没対応時の事故を防止するため、県はツキノワグマ被害対策支援センター職員を中心として、現地対応時には市町村の鳥獣保護管理担当職員や振興局担当職員へ同行を求め、ともに活動する中で各職員のスキルアップを図る。また、ツキノワグマの市街地出没対応訓練や電気柵の設置研修など、適宜実地研修を実施する。

＊ツキノワグマ被害対策支援センター

ツキノワグマによる被害対策を推進し、県民の生命・財産を守るため、自然保護課内に設置されたもので、ツキノワグマに関する専門的知見を有する職員を配置している。センターではクマによる被害の予防や対策のため、市町村の鳥獣被害対策担当者等に対する助言や指導、人材育成、県民に対する普及啓発等を行っている。

2 鳥獣保護巡視員

鳥獣保護巡視員は、鳥獣保護管理思想の普及啓発等に関する業務鳥獣の保護及び管理並びに狩猟制度についての知識、技術及び経験を有する人材に委嘱し、その業務内容は鳥獣保護区の管理、狩猟および有害鳥獣捕獲に関する巡視活動等とする(表 28～30)。

3 捕獲の担い手の育成及び確保

(1) 狩猟者の育成及び確保

本県における令和2年度の狩猟者登録数は 1,694 件であり、平成 28 年度からの5年間で 25 件増加しているが、登録者のうち 60 歳以上は約 71%、50 歳代は約 10%と高齢化が進行している。このため、狩猟免許試験や免許更新講習の実施に当たっては、開催場所(県北、中央、県南地区)や開催日程(休日開催)の設定に配慮するほか、秋田県猟友会が主催する狩猟免許受験者講習会に担当職員を講師として派遣するなど、狩猟者確保のための取り組みを行う。また、狩猟の魅力を伝えるフォーラムの開催や狩猟免許取得者等への補助金交付により、若年層を中心とした狩猟免許所持者の確保に努める。これらのことにより、狩猟者の確保を図ることとし、本事業の終了年度である令和8年度の狩猟者登録数 2,000 件を目標とする(表 31)。

なお、鳥獣の捕獲活動時の事故及び違反を防止するための事業も実施する(表 32)。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保

認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として捕獲等事業に携わることに加え、将来的には、鳥獣の生息状況調査や計画作成、モニタリング及び評価等にも関与する等鳥獣管理の担い手となることが期待される。そのため、技能知識講習や安全管理講習等の機会を通じて、その従事者に対する技術の向上を図り、認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識及び安全管理の維持及び向上を図るため、必要な情報を提供する。

4 鳥獣保護管理センター等の整備(表 33)

秋田県鳥獣保護センター及び五城目野鳥の森を含む地域が、「環境と文化のむら」として整備されている。鳥獣保護思想の普及啓発のほか、県民が自然とのふれあい体験を通じて自然に対する理解を深めることができるよう配慮しながら、これら施設の良好な維持管理を行うものとする。

5 取締り（表 34）

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して、計画的に、また迅速かつ適正に行うため、次の方策を講じる。なお、取締りに際しての情報収集に当たっては、民間団体等との連携・協力を努める。

- ① 過去5年間の違反状況の分析結果に基づき、重点事項を定めて行うよう努める。
- ② 狩猟期間中の鳥獣保護巡視員の巡回を、次の観点から強化する。
 - ・ 過去数年間において違反多発区域がある場合、当該区域の巡回に重点を置く。
 - ・ 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等の巡回を強化する。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮する。
- ③ 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮する。
- ④ 氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で、領置等の捜査を行う。
- ⑤ 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施する。
- ⑥ 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲された可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮する。
- ⑦ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護巡視員の動員体制を整備する。
- ⑧ 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、秋田県猟友会等の協力を得ながら定期的に講習会を開催する等、狩猟者の資質向上に努める。
- ⑨ 任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。
- ⑩ 警察当局とは、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、一層の連携強化に努める。

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法(昭和25年法律第226号)における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を行う。指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

第9 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然として発生していることから、第二種特定鳥獣管理計画による個体数の管理、生息環境の管理及び被害対策について、適切な目標設定の下で、関係機関と連携し、総合的に実施していく必要がある。

また、適切な鳥獣の保護及び管理を推進するために必要な、専門的な知識、技術及び経験を有する人材が本県には不足している。共生ビジョンを踏まえ、人材の確保・育成を図っていく必要がある。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

現在本県においては、地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が他地域と比して著しく異なる特定の地域は確認されていない。今後新たにそのような地域が確認された場合は、その地域の名称や区域等を示した上で、他地域とは別に保護及び管理の方向性を示すこととする。

3 狩猟の適正化

捕獲を禁止する狩猟鳥獣等について、以下のとおり定める。

(1) 捕獲を禁止する狩猟鳥獣

捕獲禁止鳥獣:イタチ(オス)

捕獲禁止区域:南秋田郡大潟村八郎潟中央干拓地一円

捕獲禁止期間:令和元年 11 月 15 日から令和6年 11 月 14 まで

禁 止 の 理 由:当該区域は穀倉地帯であることから、ネズミを捕食するイタチを保護するため。

そ の 他:昭和 45 年 12 月 1 日より、5年ごとの期間指定と更新を継続している。

(2) 入猟者承認制度に関する事項

現在、本県において捕獲数を制限すべき狩猟鳥獣は無いため、本制度は導入しない。ただし、今後導入が必要な状況が発生した場合にはこの限りではない。

4 傷病鳥獣救護への対応

(1) 方針

生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、自然の傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素である。一方、人には鳥獣を慈しみ命を大切に思う気持ちがあり、これまで本県ではそうした鳥獣保護思想から傷病鳥獣救護が行われてきた。

しかし、近年の生態学や保全生物学の発展、野生動物の生息状況や野生動物を取り巻く社会的状況の変化等により、個体の救護活動は直接的に生物多様性保全に貢献することは難しいことなどが認識されるようになってきた(環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室2018)。このことから、公益性の高さや生物多様性に貢献すること等を踏まえ、救護すべき種を定める等、以下の考え方に基づき対応することとする。

- ① 傷病鳥獣の発生状況を監視することにより、自然環境や感染症等のモニタリングに資する。
- ② 傷病鳥獣を通じて、野生鳥獣や周囲を取り巻く豊かな自然環境を尊重する県民の思想の醸成に資するほか、現在起きている人との軋轢の軽減に向けて実行できることを県民ひとりひとりが考える機会に資する。
- ③ 管理の対象となっている鳥獣(カラス類、ツキノワグマ、ノウサギ、ニホンザル、イタチ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ等)については、有害鳥獣捕獲活動と治癒後の放野との整合性が図れないこと、農畜産業等経済的被害および生態系への被害が懸念されること、人獣共通感染症または家畜伝染病まんえん防止の観点などから、原則として県では保護・収容しない。
- ④ 外来生物法で特定外来生物に指定されている鳥獣については、生態系への甚大な被害が懸念されることから、保護・収容しない。
- ⑤ ペットや家畜については、原則として保護・収容しない。
- ⑥ ヒナ及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護しないよう、県民に対して周知徹底を図る。

なお、鳥獣保護センターに保護・収容される鳥獣の治療や、一時的な飼養もしくは終生飼養、野生復帰に向けたリハビリ等にあたり、県は必要な体制および設備を整備する。また、保護・収容業務については、外部機関や県民との連携や委託等も含め、今後の傷病鳥獣救護のあり方について、専門家や県民とともに検討を行う。

(2) 体制

傷病鳥獣の保護については、まずは現場を管轄する鳥獣保護巡視員が行うこととし、管轄する地域振興局農林部森づくり推進課と連絡調整の上、鳥獣保護センターに迅速に収容する。治療が必要な鳥獣については、秋田市大森山動物園と連携し、獣医師による治療を受けた上で野生復帰を図る。

(3) 傷病鳥獣の個体の処置

収容された個体については、関係法令の手続を行った上で必要に応じてデータを収集し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーションを行う。放野が不可能な個体については、治療、繁殖、研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して 30 日以内に飼養登録を行う。

(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策

収容個体は、必要に応じて搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握する。感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)等の関係法令の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等に十分留意し、同病の感染が疑われる場合は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応をとる。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者等に対して衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

放野は、次のような考え方を基本として対応する。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること。
- ② 発見、救護された場所で放野することを基本とし、それが不適當又は困難な場合には、遺伝的なかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

大規模な油汚染事故等、複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が互いに情報収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。また民間を含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を受講させるよう努める。

6 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活・家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、関係部局と連携したサーベイランス等を実施し、情報共有する。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等、関係機関との連絡体制を整備する。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通感染症であり、畜産業への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(環境省自然環境局2021)等に基づき、ウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等について、住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努める。

(2) その他感染症

その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。特に、豚熱(CSF)や口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、家畜衛生部局等と連携しながらサーベイランスを行うとともに、周囲の鳥獣に異常がないか監視に努める。特に、豚熱(CSF)については、第二種特定鳥獣管理計画(第2次イノシシ)において防疫措置の実施内容および実施体制等を定め、適正な管理を行う。

7 放射線物質検査

平成 23 年に発生した東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故の影響により、野生鳥獣の放射線物質汚染が問題になっていることから、本県では当面の間、狩猟により捕獲された野生鳥獣を対象として、毎年一定数の行政検査(検体買い取り)を実施する。併せて、行政検査の対象とならない捕獲個体について、捕獲者が希望する場合は自主検査(買い取りなし)としての検査対応も行う。

8 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等(表 35)

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発は、年間計画を立て、地域住民による保護活動等の育成指導、探鳥会等の普及活動のほか、地域の特性に応じた効果的な事業を実施するよう努める。普及啓発の際には、人と野生鳥獣との軋轢の発生等を背景として傷病鳥獣を保護できない場合があることや、その解決のために県民ひとりひとりが実行すべきことなどに対して理解を得られるよう努めるほか、生物多様性の保全には適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求め、捕獲した鳥獣は、可能な限り食肉等として活用することも推進するよう努める。また、愛鳥週間を中心に、各種行事を積極的に実施するよう努める。さらに、ツキノワグマ被害対策支援センターを中心として、ツキノワグマの生態や被害対策に関する出前講座を積極的に実施し、正しい理解を普及させるとともに、人身被害や農作物被害の軽減を図る。

(2) 安易な餌付けの防止(表 36)

鳥獣の保護及び管理に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民に対する普及啓発は、以下の点について留意して推進する。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得る。
- ② 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図る。
- ③ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図る。

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備(表 37)

探鳥会の開催等により、県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるようにするため、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努める。

(5) 愛鳥モデル校の指定(表 38)

児童や生徒の野鳥に対する科学的興味と理解を養い、併せて地域住民と一体となった愛鳥活動の推進と野鳥愛護思想の普及に資することを目的として、本県では昭和 42 年度から平成

28 年度までに県内の小中学校 45 校を愛鳥モデル校として指定してきた。本事業計画期間においては、既指定校における活動(愛鳥作品コンクールにおけるポスター原画作品の制作等)の支援を行うものとし、必要に応じて野鳥愛護に関する資料等の整備及び愛鳥活動等について指導や助言を行う。

なお、鳥獣保護の重要性に鑑み、指定期間は定めない。

(6) 法令の普及の徹底 (表 39)

法の適用除外等、特に県民に関係のある事項については、県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。

【引用・参考】

秋田県(2016)秋田県の絶滅のおそれのある野生生物—秋田県版レッドデータブック 2016—動物Ⅰ[鳥類・爬虫類・両生類・淡水魚類・陸産貝類].

秋田県(2020)秋田県の絶滅のおそれのある野生生物—秋田県版レッドデータブック 2020—動物Ⅱ[哺乳類・昆虫類].

秋田県生活環境部(2020)秋田県野生鳥獣管理共生ビジョン

環境省(2011)絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方. (平成 23 年 3 月 31 日報道発表:<https://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13648>)

環境省(2016)鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

環境省自然環境局(2021)野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室(2018)行政における傷病鳥獣救護の考え方と地域の取組み事例(<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort13/jirei.pdf>)